神山町産材認証のためのガイドライン

平成28年9月1日 神 山 町

1. 趣 旨

神山町の森林面積は、土地総数の86%を占めており、そのうちの71%が人工林である。蓄積量は毎年増加の一途をたどっており、伐採時期を迎えた森林資源がスギでは92%、ヒノキでは57%に達している。

このような中、本町においては、若者定住支援住宅の建設や空き家改修への助成制度がスタートするとともに、地方創生の一環としての集合住宅の建設が始まり、これに町内産の木材を使用する動きが出てくるなど、地域資源である町産材を使用することへの関心が高まっている。

一方、国においては、違法伐採対策として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、合法性の証明された木材・木材製品のみを購入するとしており、この動きが地方公共団体等へも広がりつつある。また、県においても「徳島県木材認証制度」をスタートさせており、「徳島県木材認証機構」が県産材の産地認証、品質認証を行う中で合法性の証明も行っている。

このような状況において、町内の林業・木材業関係者が、建築関係者を始めとする消費者に対して、産地認証を通じて合法性の証明された神山町産材を提供する仕組みとして「神山町産材認証制度」を創設し、定着・発展させることにより、町産材の利用促進と林業・木材業の振興に資することとする。

2. 定 義

本ガイドラインにおける用語の定義は、次のとおりとする。

- 1. 神山町産材 神山町内の森林から生産された木材のこと。
- 2. 合法性 森林法に基づく伐採届け等の手続きが適正になされること。
- 3. 產地認証

神山町内の森林から生産されたことを証明することであり、同時に合法性の証明となる。

4. 神山町産材認証制度

神山町内の森林から合法的に生産された木材を認証する制度であり、林業・木材 業関係者が組織する「神山町産材認証機構」が事業者を登録し、登録事業者に対し て認証を行う。

5. 神山町産材認証機構

「産地認証」を行う機関のことであり、林業関係団体(徳島中央森林組合)と木 材業関係団体(神山共販所木材買方組合)が協調して組織する。(以下「機構」とい う。)

6. 登録事業者

神山町産材認証制度に賛同し、機構に事業者登録を行った林業・木材業関係者

3. 認証の内容等

「産地認証」の認証基準は、次のとおりとする。

1. 認証の基準

- (1) 森林法に基づく伐採届け等の手続きが適正に行われていること。
- (2) 町外産の木材が混入しないよう分別管理がなされていること。
- (3) 入荷及び出荷状況の記録がなされていること。
- (4) 出荷する木材・木材製品に「産地表示」がなされていること。

2. 表示すべき事項

認証の対象となる木材には、「産地表示」を行い、次の事項を記載するものとする。

- (1) 樹種名
- (2) 産地名
- (3)品目
- (4) 数量
- (5) 登録番号(製造販売者名)

3. 認証材の流通方法

登録事業者による木材・木材製品の出荷に当たっては、入荷した登録事業者が確認できるよう納品書に「産地表示」を行うとともに、「産地認証」証明書を添付することとする。

4. 認証の方法及び証明書の発行

認証に当たっては、当該木材・木材製品を消費者等に納入しようとする登録事業者又は納入した登録事業者からの申請に対して、機構が証明書を発行することにより行う。

5. 登録事業者の公表等

機構は、消費者等が町産材を使用した木材・木材製品を入手できるよう、登録事業者を広く公表するものとする。

6. 取り組み状況の把握及び検証等

機構は、登録事業者から定期的に取り組み状況の報告を求め、適正な取り扱いがなされているか否かを検証するための現地調査を行う。

7. 町の関与等

町は、機構に対し、当制度の取り組み状況等について定期的に報告を求め、適切な指導、助言等を行う。